

平成27年度 介護保険制度報酬改定の一部改定、Q&Aにおける要約

日本作業療法士協会
制度対策部 保険対策委員会
介護保険班

厚生労働省ホームページ内に、平成27年3月27日～4月30日に発信された、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（VOL435）」「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL454）（VOL471）」が公表された。今回、本公表資料を中心に、リハビリテーション関連部分を抽出し要約資料とした。会員の皆様には、現時点の情報であることを考慮いただき以下参考にしていただきたい。

各サービスの報酬・基準に係る見直しのQ&A（関連部分抜粋No.ページのみ記載）

I.指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

分野	サービス	項目	出典:介護保険最新情報(ページ数)			
			VOL435	VOL454	VOL471	
訪問系	訪問看護ステーション	無し				
	訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション加算	p42			
		リハビリテーションマネジメント加算	p43	p30～31		
		社会参加支援加算	p44	p31～32		
		リハビリテーション会議		p30		
通所系	通所介護	中重度ケア体制加算	p64～65	p12～17	p1	
		認知症加算	p68～69	p12～16	p1	
		個別機能訓練加算	p65～68	p17～19	p2	
		地域連携としての機能の充実		p19		
		看護職員の配置基準の緩和		p19		
			指定通所介護と第一号通所介護事業を一体的に実施する場合の取り扱い		p20	
	介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション	送迎減算			p12	
	通所リハビリテーション	人員配置			p33	
		リハビリテーションマネジメント加算	p82～85	p30～31	p7～8 p10～11	
		リハビリテーション計画		p33		
		リハビリテーション会議		p30、p33	p3	
		短期集中個別リハビリテーション実施加算	p85	p34	p8	
		認知症短期集中リハビリテーション実施加算	p85～87	p34	p9～10	
		生活行為向上リハビリテーション実施加算	p87～88	p34～36	p7	
		中重度者ケア体制加算	p91	p36		
	社会参加支援加算	p92	p31～32			
	通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護共通	送迎時における居宅内介助等の評価	p59、p78～79	p21		
延長加算の見直し		p60～61、p80	p22			
送迎が実施されない場合の評価の見直し		p74、p91	p21～23	p2		
リハビリテーション会議				p3		
リハビリテーションマネジメント加算				p3～5		
	社会参加支援加算			p5		
通所介護・療養通所介護・認知衣装対応型通所介護共通	指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービス		p24～25			
入居系	介護老人保健施設	入所前後訪問指導加算	p90			
		経口維持加算	p72～75	p42		